

敦賀市立看護大学助産学専攻科規則

平成30年3月27日

敦賀市立看護大学規則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 組織（第3条～第5条）
- 第3章 修業年限及び在学年限（第6条・第7条）
- 第4章 入学（第8条～第12条）
- 第5章 教育課程等（第13条・第14条）
- 第6章 休学等（第15条・第16条）
- 第7章 修了（第17条）
- 第8章 授業料等（第18条）
- 第9章 補則（第19条・第20条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、敦賀市立看護大学学則（平成26年敦賀市立看護大学学則第1号。以下「学則」という。）第3条第4項の規定に基づき、敦賀市立看護大学（以下「本学」という。）助産学専攻科（以下「専攻科」という。）に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 専攻科は、助産に関する高度で幅広い知識と優れた技術を享受し、その基盤となる助産学を探究するとともに、主体的に考える能力を有し、妊産婦を支える原動力となる助産師を育成し、地域に密着した母子保健の発展と充実に貢献することを目的とする。

第2章 組織

（定員）

第3条 専攻科の定員は、次のとおりとする。

入学定員 収容定員

8人 8人

(専攻科長等)

第4条 専攻科に専攻科長及び必要な教職員を置く。ただし、本学の学部又は本学大学院の教職員と兼務することを妨げない。

2 専攻科長の任期及び選考については、別に定める。

(専攻科会議)

第5条 専攻科に、教育及び研究に関する重要事項を審議するため、専攻科会議を置く。

2 専攻科会議に議長を置き、専攻科長をもって充てる。

3 専攻科会議は、専攻科において授業を担当するすべての専任教員をもって組織する。

4 学長は、特に必要である場合には、専攻科会議に対して意見を求め、又は会議に出席して意見を述べることができる。

5 専攻科会議は次の各号に掲げる事項について、学長が決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。

(1) 教育課程及び授業科目の編成並びにその履修に関する事項

(2) 教員の人事に関する事項

(3) 入学、修了、賞罰その他の学生の身分に関する事項

(4) 試験、単位取得の認定その他の学修の評価に関する事項

(5) その他専攻科長が専攻科の教育、研究にとって重要と認める事項

6 前5項に定めるもののほか、専攻科会議に関して必要な事項は、学長が別に定める。

### 第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第6条 専攻科の修業年限は、1年とする。

(在学年限)

第7条 専攻科の学生は、入学の日から2年を超えて在学することができない。

### 第4章 入学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第9条 専攻科に入学することができる者は、看護師資格を有し、又は看護師国家試験に合格した女性であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条第6号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者その他学士以上に相当する学位を有する者

(入学志願の手続)

第10条 専攻科に入学を志願する者は、指定の期日までに、入学願書に所定の書類を添えて学長に提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学を志願する者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に対して、入学を許可する。

第5章 教育課程等

(授業科目)

第13条 専攻科における授業科目は、その内容により、助産学基礎領域、助産学実践領域、助産学関連領域に区分する。

(履修方法等)

第14条 専攻科における授業科目の単位数、履修方法等については、別に定める。

第6章 休学等

(休学)

第15条 疾病その他のやむを得ない理由により修学することができない専攻科の学生は、学長の許可を受けて休学することができる。

2 学長は、疾病のために修学することが適当ではないと認められる専攻科の学生に対し、休学を命じることができる。

- 3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認められるときは、学長は通算1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
- 4 休学の期間は、通算して1年を超えることができない。
- 5 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(除籍)

第16条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生について、除籍することができる。

- (1) 第7条に定める在学年限を経過した者
- (2) 前条第4項に定める休学年限を経過し、なお復学できない者
- (3) 正当な理由がなく授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方の知れない者

第7章 修了

第17条 学長は、専攻科に1年以上在学し、履修規程に基づき33単位数以上を修得した者に対して、修了を認定する。

- 2 修了の時期は、学年又は学期の終わりとする。

第8章 授業料等

第18条 専攻科の授業料、入学料及び入学検定料等の額及び徴収の方法は、別に定めるところによる。

第9章 補則

(準用)

第19条 専攻科における学年、学期、休業日、単位の計算方法、単位の授与、成績の評価、復学、転学、退学、表彰、懲戒については、学則の例による。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、専攻科に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則（令和3年敦賀市立看護大学規則第1号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、令和4年4月1日以後に敦賀市立看護大学助産学専攻科に入学した者に適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。